第Ⅲ部 環境衛生

市の木 もみじ (イロハモミジ)



昭和56年3月1日制定

毎秋華麗に紅葉しつつ年々成長し、数百年の樹齢を保つイロハモミジは、活力ある宇治市の将来を象徴するにふさわしい木として制定されました。

「もみじ葉のなお色まさる朝日山よのまの霜の心ぞしる」藤原定家

第二部環境衛生

第1章 ラブホテル建築等の規制

昭和 63 年に供用が予定されていた京滋バイパス沿線を含め全市的にラブホテルの進出が懸念されたことから、昭和 57 年 8 月、宇治市環境保全審議会で「モーテル類似施設の建築規制」について審議され、昭和 58 年 4 月に答申された「ラブホテル建築規制についての提言」に則り、昭和 59 年 3 月に「宇治市ラブホテル建築等規制条例」を制定しました。その後、昭和 60 年には「宇治市ラブホテル建築等規制審議会」を設置し、条例施行に伴うラブホテルの建築等規制に関する審議のために、具体的に対応する体制を整えました。

平成4年6月の都市計画法の改正に伴う用途地域の指定替え及び平成29年4月の都市計画に伴う用途地域の追加を行いましたが、規制区域の変更は生じませんでした。

現在、市内の一部地域においてラブホテルの建築が可能となっていますが、当地域についても「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」及び「京都府風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」により風俗営業が規制されています。

第2章 犬の適正飼養管理

狂犬病予防法に基づき、犬の登録・注射は、年間を通じて開業獣医において実施しています。海外では依然として狂犬病が発生しており、国内への侵入も危惧されることから、今後も狂犬病対策を行う必要性があります。

また、糞害等、飼い犬に関する問題が住環境を悪化させており、予防注射時における糞回収袋の配布、広報等により、犬の正しい飼い方についての啓発活動を実施しています。

表 3-2-1 犬の登録及び狂犬病予防注射の状況

(単位:件)

年 度 区 分	30 年度	30 年度 元年度 2 年		3 年度	4 年度
犬の登録	9,178	8,856	8,806	8,986	8,812
犬の注射	5,977	6,029	6,108	6,071	6,007

表 3-2-2 動物飼養管理業務の状況

(単位:件)

区分年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
犬の引取	0	20	4	5	0
猫の引取	5	4	18	16	8
犬の苦情	65	48	28	18	30
犬の捕獲	2	6	4	1	2

資料:京都府山城北保健所

表 3-2-3 犬の苦情内訳(令和 4 年度)

内 訳	件数
捕獲してほしい	1
つないでほしい	3
糞便・尿を放置している	0
鳴声がやかましい	9
捕獲したので引き取ってほしい(野犬)	1
飼育方法が悪い	3
人を襲う(咬傷事故)	4
虐待されている	6
その他	3
合 計	30

資料:京都府山城北保健所

第3章 そ族・衛生害虫の駆除

1 野蜂への対応

蜂の巣の撤去は、他の害虫処理と同様にあくまでも発生源の管理者が自ら対処すべきも のです。

このため、市に問い合わせがあった場合、蜂の巣撤去の専門業者を取りまとめている「京都府ペストコントロール協会」の紹介を行っています。

2 トピケラ対策

昭和 47 年頃から、宇治川周辺において毎年トビケラの大量発生が繰り返されてきました。平成 25 年度に「トビケラ対策検討関係者会議」を開催したものの、抜本的な対策は見つかっておらず、市では主に次の 2 つの対策を行っています。

表 3-3-1 トビケラ対策の状況

対策	開始年度	4 年度	備考
電撃殺虫 器の設置	昭和 48 年度 (3 基設置)	宇治橋近辺に、4月中 旬から10月下旬の 間設置・稼動	トビケラが灯りに群がる習性を利用して、誘蛾灯で誘い、6,000~11,000Vの高圧電流で感電死させる。
薬剤散布	昭和 57 年度	4月27日・6月1日 8月1日に実施	トビケラが昼間、木の葉の陰に潜 む習性を利用し、宇治川両岸の樹 木に薬剤を散布する。

第4章 あき地の雑草等の除去指導

1 概要

「宇治市あき地の雑草等の除去に関する条例」に基づき、あき地に繁茂した雑草等の放置を規制することにより、生活環境の保全と農地の保護等を図っています。

あき地の適正管理は、所有者の義務であり、雑草等の除去についても自己処理が原則です。今後も問題のあるあき地所有者に対して、助言・指導するとともに、苦情者、町内会・ 自治会等との連携を強め、一層実効性を高めていく必要があります。

表 3-4-1 雑草処理の対応区分別件数・面積

(単位:件、m²)

	助	言・指導	É	己処理	委	託	ħ	₹処理
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
30 年度	54	17,962	19	5,091	35	8,741	0	0
元年度	59	19,965	22	5,994	36	8,740	1	570
2 年度	47	11,141	12	2,740	34	8,328	1	73
3 年度	49	14,774	20	7,584	29	7,190	0	0
4 年度	55	21,928	21	10,056	34	11,872	0	0

図 3-4-1 助言・指導後の処理件数の推移



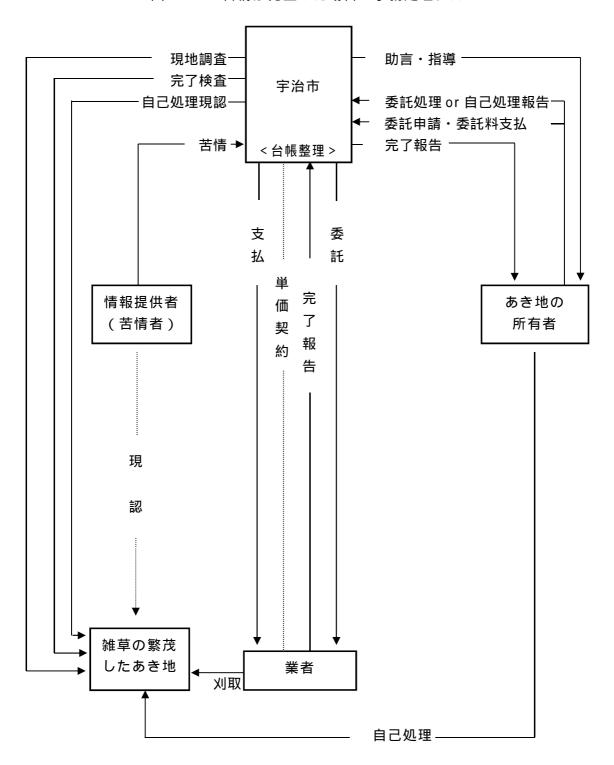
図 3-4-2 助言・指導後の処理面積の推移



2 苦情処理の手続

あき地の適正管理は所有者の義務であり、雑草除去は自己処理が基本です。

図 3-4-3 苦情が発生した場合の事務処理フロー



(備考) = 60円/m²(刈り倒し)

第5章 公衆浴場への助成

「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」及び「宇治市補助金等交付規則」に基づき、公衆浴場業者への助成事業として補助金の交付を行っています。

表 3-5-1 公衆浴場業者への助成事業の状況

(単位:件、千円)

年度項目	30 年度	元年度 2年度		3 年度	4 年度
対 象 数	5	4	4	3	3
補助金額	720	576	576	432	432

(備考)平成31年3月31日に1浴場が廃業し、令和3年4月から1浴場が休業。

第6章 市有共同墓地への支援

宇治市には、旧来の共同墓地が 40 箇所点在し、「宇治市有共同墓地の設置及び管理に関する条例」に基づき管理を行うことを前提としていました。しかし、これらの墓地については、地域ごとに固有の伝統や宗教的色彩を色濃く帯びた慣習が存在し、使用対象者も地域や関連する檀家等に限定されている墓地が多く、墓地の実態的な管理は、全面的に地元に委ねているのが現状でした。

このように、旧来の共同墓地が、広く一般市民に開放された施設とはなっていないことから、平成8年4月1日付けで前述の条例を廃止し、墓地の維持・管理は墓地管理者及び管理組織が自費で行い、宇治市の管理範囲は敷地保全の一部としました。

これに伴い、「宇治市有共同墓地整備事業費補助金交付要項」を新たに設け、現在、大字中墓地(4箇所)及び天ケ瀬墓地内への移設に伴い廃止した無縁墓地を除く34箇所の市有共同墓地に対して、必要に応じてこれを適用することとしました。

第7章 宇治市天ケ瀬墓地公園の管理運営

高度経済成長期における急激な人口増加とその後の定住化、核家族化の進行、家族観や 墓地観の変化等により、宇治市の墓地需要は増大の一途を辿っていました。

これに対して、旧来の市有共同墓地や寺院墓地は絶対的に区画数が不足しており、この間民間霊園の進出はあったものの、長期展望に基づいた積極的な施策の事業展開を求められ、府内では初めて公営墓地公園を建設しました。しかし、近年の墓地需要は、社会情勢の変化や祭祀に対する意識の変化もあり、一定の落ち着きが見られます。

墓地公園は、祖霊が安らぎ、故人を追慕するにふさわしい静寂・荘厳な環境の創出とともに、墓参者のみならず広く市民に開かれた親しみの持てる空間とするため、散策と憩いの場に必要な修景施設等の配置や緑との調和に配慮した美しい公園とすることを整備の基本としています。

墓地公園の管理については、平成 18 年度から財団法人宇治市霊園公社(平成 25 年 4 月 1 日に一般財団法人へ移行)が指定管理者として管理運営業務を行っておりましたが、令和元年度で指定管理期間の任期が満了し、令和 2 年度から令和 6 年度までの間は、日本管財・五輪グループが指定管理者として管理運営業務を行うこととなりました。

また、近年の都市化、少子化といった社会情勢の変化の中、祭祀承継者の不在、祭祀財産の相続に対する経済的・心理的不安感等により、墳墓に対する市民ニーズが多様化していることを踏まえ、今後の墓地公園のあり方を検討することを目的に、平成28年度に「宇治市天ケ瀬墓地公園のあり方検討委員会」が設置され、今後の墳墓需要の予測や市民アンケートを実施しました。その結果、合葬式墓地の利用希望が7割を超えており、墳墓需要に応える手段の一つとなることから合葬式墓地の整備を検討すべきとの提言を受け、合葬式墓地を整備することとなりました。

1. 墓所

表 3-7-1 取組みの経過

昭和 63 年度	基本計画
平成元年度	基本設計、地質調査
平成2年度	実施設計、管理棟設計、地質調査、景観計画
平成3年度	造成第1期工事・第1期造園工事に着手、墓地公園条例施行、 墓地経営許可(9月30日)
平成4年度	造成第1期工事完了、造成第2期工事着手、第1期造園工事完了、 開園・第1期分供用開始
平成5年度	造成第2期工事完了、第2期造園工事完了、第2期分供用開始
平成6年度	第3期造園工事完了、管理棟・和風庭園完成、第3期分供用開始
平成7年度	第4期造園工事完了、第4期分供用開始
平成 11 年度	第5期造園工事完了、既造園分の供用
平成 12 年度	第5期分供用開始
平成 15 年度	第 6 期造園工事完了、第 6 期分供用開始
平成 18 年度	第7期造園工事完了、第7期分供用開始
平成 22 年度	第8期造園工事完了、トイレ2基新設・スロープ・駐車場整備
平成 23 年度	第8期分供用開始

表 3-7-2 施設の概要

名			称	宇治市天ケ瀬墓地公園
位			置	宇治市宇治金井戸 7 番地の 44 ほか
造	成	面	積	57,656 m ²
事	業	年	度	平成3年度 ~ 平成22年度
着			I	平成 3 年 10 月 31 日
総	墓	所	数	2,975 区画
施	設	内	容	管理事務所、休憩所、和風庭園、芝生広場、園路植栽帯
供	用	開	始	平成 4 年 9 月 21 日

表 3-7-3 墓所使用料・墓園管理料

(単位:円)

区分	墓所使用料	墓園管理料 (年額)
2 ㎡墓所	500,000	4,000
3 ㎡墓所	750,000	6,000
4 ㎡墓所	1,000,000	8,000

表 3-7-4 墓所使用者募集状況

(単位:件、人)

X	令	令和 2 年度			令和 2 年度 令和 3 年度		令	墓所		
分	募集	応募	決定	募集	応募	決定	募集	応募	決定	使用者数
2 m²	7	27	6	7	25	6	14	23	12	1,853
3 m²	0	0	0	2	2	2	2	1	1	768
4 m²	3	4	2	2	2	1	4	1	1	339
計	10	31	8	11	29	9	20	25	14	2,960

(備考)1.応募数>募集数、かつ募集数>決定数となることがあるのは、辞退者が発生することがあるため

2. 墓所使用者数は令和5年3月31日現在

2 . 合葬式墓地

表 3-7-5 取組みの経過

	111111111111111111111111111111111111111
平成 28 年度	宇治市天ケ瀬墓地公園のあり方検討委員会
平成 30 年度	合葬式墓地基本計画
令和元年度	合葬式墓地詳細設計、地質調査、測量業務、土壌分析調査
令和2年度	合葬式墓地建築工事完了
令和3年度	合葬式墓地供用開始

表 3-7-6 施設の概要

名		称	宇治市天ケ瀬墓地公園 合葬式墓地
位		置	宇治市宇治金井戸 7 番地の 41
延	ベ床面	積	121.9 m²
事	業年	度	令和 2 年度
着		I	令和 2 年 9 月 1 日
埋	蔵	数	合葬室 7,500 体 個別安置室 1,500 体
施	設 内	容	合葬室、個別安置室、記名板、墓参スペース
供	用 開	始	令和 3 年 7 月 1 日

表 3-7-7 合葬式墓地使用料

(単位:円)

\ ∕⊏≐∫	いマハ	金額(1体につき)		
加克	设区分	市民	市民以外	
合	 葬室	55,000	82,500	
個別安置室	10 年	110,000	165,000	
	20 年	165,000	247,500	
記:		55,000	82,500	

表 3-7-8 令和 4 年度合葬式墓地許可件数状況

(単位:件、人)

施設区分	申請数	市内		市外		合葬式墓地	
心议区力	中间奴	焼骨有	生前予約	焼骨有	生前予約	使用者数	
合葬室	99	55	36	5	3	262	
個室 10 年	2	2	0	0	0	5	
個室 20 年	0	0	0	0	0	2	
(合計)	101	57	36	5	3	269	
記名板	52	30	18	2	2	131	

(備考)1.合葬式墓地使用者数は令和5年3月31日現在

第8章 宇治市斎場の管理運営

宇治市斎場は、風致地区にふさわしい、近代の技と美の粋を尽くした清楚なたたずまいで、環境へ配慮した無公害設備を採用するとともに、市民の利便性向上の為、葬儀ができる葬祭場を付設し、昭和59年4月に開設しました。

施設の管理運営は指定管理者へ委託しており、平成 18 年度から令和元年度までは財団 法人宇治市霊園公社(平成 25 年 4 月 1 日に一般財団法人へ移行)へ委託、令和 2 年度から 令和 6 年度までは、日本管財・五輪グループへ委託することとなっています。

表 3-8-1 施設の概要

名 称	宇治市斎場
位 置	宇治市宇治金井戸 7 番地の 37
敷地面積	13,656.95 m ²
工 期	昭和 58 年 8 月着工 ~ 昭和 59 年 3 月竣工
供用開始	昭和 59 年 4 月 23 日
建築規模	鉄筋コンクリート造 延床面積 2,455.92 m ²

火葬棟 · 火葬炉(前室付台車式大型炉) 8基 ・炉前ホール ・告別室 2室 ・収骨室 3室 ・安置室 1室 待合棟 ・待合ホール ・和室 3室 ・洋室 2室 施設内容 ・事務室 葬祭棟 ・葬祭場 ・葬祭ホール ・遺族控室 2室 その他 ・渡り廊下 ・霊灰庫 ・庭園 ・駐車場 ・プロパン庫

表 3-8-2 斎場使用料

(単位:円)

			金額		
区	分	単 位	市内	市外	
	大人(12歳以上)	1 体	12,000	90,000	
	小人(12歳未満)	1 体	8,000	60,000	
火葬	妊娠4月以上の死産児	1 体	6,000	45,000	
場	妊娠4月未満の死産児	1 体	3,600	27,000	
	肢体の一部及び胎盤	4 キログラムまで	3,600	27,000	
	放体の 部及の胎盤	4 キログラムを超え 1 キログラムごとに	800	6,000	
第 1 葬祭場		午後4時から翌日の午後4時まで	52,000	186,000	
		午前0時から午後4時まで	26,000	93,000	
第2葬祭場及び第3葬祭場		午後4時から翌日の午後4時まで	26,000	93,000	
		午前0時から午後4時まで	13,000	46,500	
	安 置 室	午後4時から翌日の午後4時まで	3,600	12,900	
	待 合 室	1室2時間	2,400	8,600	

(備考) 1 . 第 2 葬祭場及び第 3 葬祭場は第 1 葬祭場を 2 分の 1 ずつに区画したものをいう。

- 2.「市内」とは、死亡者が死亡時に本市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、死産児については死産時にその父又は母が、肢体の一部及び胎盤については使用者が、使用の許可の際に本市の住民基本台帳に記録されている場合をいう。
- 3.「市外」とは、前項に定める場合以外の場合をいう。

表 3-8-3 火葬場使用件数

(単位:件)

		年 度	平成	令和	令和	令和	令和
X	分		30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
	大	人	1,626	1,657	1,664	1,791	2,045
	小	人	2	3	0	4	1
市内	死 産	児	17	13	19	12	11
13	肢体の一部	・胎盤	0	0	0	2	0
	小	計	1,645	1,673	1,683	1,809	2,057
	大	人	1,588	1,520	1,607	1,809	2,038
	小	人	2	3	0	1	3
市 外	死 産	児	9	11	1	7	7
	肢体の一部	・胎盤	0	1	0	1	0
	小	計	1,599	1,535	1,608	1,818	2,048
合計	大	人	3,214	3,177	3,271	3,600	4,083
	小	人	4	6	0	5	4
	死 産	児	26	24	20	19	18
	肢体の一部	・胎盤	0	1	0	3	0
	合	計	3,244	3,208	3,291	3,627	4,105

表 3-8-4 葬祭場等使用件数

(単位:件)

			年	度	平成	令和	令和	令和	令和
X	分				30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
	ф.	葬	祭	場	95	109	94	114	125
市		安	置	室	120	124	185	225	282
נוו	内	待	合	室	146	142	97	134	140
		小		計	361	375	376	473	547
市	外	葬	祭	場	15	10	19	16	20
		安	置	室	27	30	59	42	56
		待	合	室	67	68	69	161	175
		小		計	109	108	147	219	251
	計	葬	祭	場	110	119	113	130	145
合		安	置	室	147	154	244	267	338
		待	合	室	213	210	166	295	315
		合		計	470	483	523	692	798

第9章 環境美化の推進

1 経過

市民や観光客等による空き缶やたばこの吸殻等の放置、いわゆるごみのポイ捨てが、まちを汚し、市民の生活環境を損なう大きな要因となっていました。

そのため、ごみのポイ捨て防止のための条例制定を求める機運が高まり、これを受けて 平成 10 年 6 月 10 日に環境保全審議会に「(仮称)宇治市ポイ捨て防止条例」の制定につい て諮問し、平成 11 年 3 月 5 日に答申を受け、同年 10 月 8 日に「宇治市環境美化推進条例」 として公布し、翌年 4 月 1 日より施行するに至りました。

2 条例の特徴

この条例の主な特徴としては、次のような点があげられます。

- (1) 市内で特に環境の美化を推進すべき地域を、環境美化推進重点地域(以下「重点地域」) として指定しました。
- (2) 重点地域におけるポイ捨て行為や釣針、釣糸の放置に対して、市長が指定した指定職員による指導を行い、これに違反したものに対して罰金を課すことにしました。
- (3) 重点地域内で飲料等を販売する業者等に対しては、空き缶等の回収容器の未設置や適正管理に対する命令違反に対して、その旨の公表と罰金を課すことにしました。

3 環境美化活動

本市では、市民や観光客等への広報・啓発活動、行政・市民・事業者や事業団体が連携しての美化・清掃活動等に重点を置き、まちを常に美しく保つことにより、ポイ捨てをさせない、ポイ捨てしにくい環境をつくりだすことを目指しています。その一環として、広報紙による広報活動はもとより、重点地域における啓発看板の設置、環境美化推進ボランティアと協働して重点地域での美化・啓発活動等を進めています。



みんなで守ろう!歴史のまちを、きれいな宇治を